

アラブ首長国連邦(UAE)支店 - 認可活動

2012年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPに作成委託し、2012年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂 1-12-32
Tel:03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Clyde & Co LLP Middle East Regional Office
PO Box 7001, Rolex Tower
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971 4 384 4004
Email: mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

アラブ首長国連邦 (UAE) 支店 - 認可活動

本記事では、アラブ首長国連邦 (UAE) に登録された支店事務所 (支店) および、それら支店が行なうことを許可される活動について考察することとする。本記事では、支店の種類を以下のように区別する：

- (a) UAE国外の法人 (外国企業) あるいはUAE国内フリーゾーン内の法人 (フリーゾーン企業) の支店で、UAE地域内で登録された支店 (オンショア支店) ；
- (b) UAE国民あるいはUAE国民が完全所有する会社が少なくとも51%の株を所有するUAE国内の有限責任会社 (LLC) あるいは外国企業の支店で、UAE国内フリーゾーンで登録された支店 (フリーゾーン支店) ；
- (c) UAE国内で登録されたLLCの支店 (オンショアLLC支店)

支店は独立した法人組織ではない。支店の業務から生まれる利益および債務はすべて、その登録支店を有する海外企業、フリーゾーン企業あるいはLLCに帰属する。

登録支店を設けることが、企業がUAE内で行うことを望む事業活動の実行を可能にするものであるか否かは、支店がUAE内で行うことを認可される事業活動に関する規制によって決まる。

UAE内の個々の首長国および自由貿易圏では、それぞれ異なる認可規則が定められているため、事業案を法的な視点から十分に分析することが重要である。取り入れた体制や構成が、その企業が望む事業活動を合法的に行うために適したものではないことが後になって明らかになり、再構築に多額の費用を費やすような事態を避けるためにも、この分析は非常に重要である。

オンショア支店

オンショア支店が行うことを許可される活動は、外国法人あるいはフリーゾーン法人のUAE国内の支店および事業所に対する認可手続きのマニュアルに基づく2010年閣議決定377 (2010年MD377) によって規制される。

2010年MD377はオンショア支店“事業所”を次のように定義している：

“代表事務所、地域連絡事務所、総務事務所、銀行の支店、航空会社の事務所など、企業のその地域における代表”

2010年MD377は、オンショア支店登録のための必要条件を定め、UAE内に

においてオンショア支店が行うことを許される活動範囲を規定している。2010年MD377は、オンショア支店が行うことができない活動を以下のとおり具体的に示している：

- “- 生産品や商品の売買とみなされるすべての活動および取引
- レストラン、カフェ、食料品供給、ケータリング
- ハッジ（大巡礼）、オムラ（小巡礼）のサービス
- 労働力供給
- 商業代理店
- 以下の社会活動：
- 身体障害者の保護施設
- 身体障害者のリハビリセンター
- 養老施設およびケアセンター
- 地域奉仕センター
- その目的と社会活動を示して社会奉仕を行う事業所あるいはセンター
- 印刷会社、出版社、新聞社、文化活動組織”

2010年MD377はまた、オンショア支店の活動範囲を以下のように具体的に制限している：

- “- 企業の対顧客関係と取引の強化
- 現地の市場および関連規制に関する情報の本社への提供
- 本社所在地の市場に関する情報およびデータの提供
- 当該企業が提供する商品およびサービスの宣伝および広報
- 顧客への[コンサルタント]サービスの提供”

上述の制限を考慮し、外国企業あるいはフリーゾーン企業は、UAE国内で登録されたオンショア支店に対し与えられたライセンス（オンショア支店ライセンス）が認める活動に限り行うことができる。また、外国企業あるいはフリーゾーン企業は、そのオンショア支店が登録された首長国内、およびそこから行える活動は、オンショア支店ライセンスで認められる活動に制限されている。

地域の取引業務の基盤を構築するにあたり、“代表事務所”の活動を行う目的で、オンショア支店をオンショアライセンスに登録することが一般的です。ドバイでは、“代表事務所”の活動は次のように定義されている：

“これは、国際企業あるいは会社が、自社商品およびサービスの宣伝、あるいは顧客との商業契約を促進するためにUAE国内における自社の代表として設けた事業所であり、当該事業所は、独自に売買活動や商取引を

行ったり、契約を締結したりすることは許されない。”

一般的に、外国企業が地元で法人登録された子会社を有さない場合、および／あるいは、UAEの地元の販売業者あるいは商業代理店を有する場合に、オンショア支店ライセンスに基づき活動が許可されるオンショア支店の登録が行われる。この種のオンショア支店ライセンスにより、外国企業は、商品宣伝の促進、地元の販売業者あるいは商業代理店との連絡のためにUAE内に特定の社員を駐在させることが許される。しかし、“代表事業所”の活動を認めるオンショア支店ライセンスに関しては、スポンサーとなりうる社員の数は制限されている。

外国企業が、UAE内において、その商品を直接輸入販売する許可を得たい場合、輸入販売を望む商品と同種の商品を売買することを許可するライセンスを持ったLLCを法人として設立する必要がある。

オンショア支店はまた、自社取扱い品の施工やメンテナンス業務など特定のサービスを提供するための商業ライセンスを持つことができる。また、コンサルタント業務（技術コンサルタントなど）や他の専門サービスを行うための専門ライセンスを持つためにも、通常、オンショア支店が必要とされる。

外国企業が、（特にアブダビでは）政府による事業契約に入札する場合、契約相手に求められる条件として、オンショア支店を介して業務を行う外国企業ではなく、地元の法人組織であることが前提とされる場合もあるため、入札資料をよく読み、具体的に必要とされるライセンスについて確認することが重要である。

フリーゾーン支店

フリーゾーン支店の業務は、当該支店が登録されたフリーゾーンを管轄する規制当局によって管理される。個々のフリーゾーン当局は、各フリーゾーンにおける事業活動の認可に関し、独自の規則を発布しており、各フリーゾーンで登録された法人ごとに、許可される活動を決定することができる。

したがって、フリーゾーン支店が許可される活動は、当該支店が登録されたフリーゾーンにおける有効な認可規則に左右されることになる。概して、フリーゾーン支店が許可される活動は、オンショア支店が許可される活動ほど制約が厳しくない。たいていの場合、フリーゾーン支店には、その支店が登録されている自由貿易圏での商品の輸入販売を認めるライセンスが発行される。

フリーゾーン支店を登録することにより、その支店の業務は登録されたフリーゾーン（およびUAE国外）に限定されることになる点は注意が必要である。

このように活動範囲を制限することが、フリーゾーン支店の登録を考慮する企業にとって、現在および将来必要とされる業務を行うために適した選択であるか否かを十分に検討することが重要である。

オンショアLLC支店

オンショアLLC支店は、LLCが所在する首長国で登録することも可能であり、UAE国内の他の首長国に登録することも可能である。例えば、小売りを展開する目的で法人化されたLLCは、新店舗ごとに個別のオンショアLLC支店を登録する必要があり、その結果、同じ首長国（および他の首長国）に複数のオンショアLLC支店を持つことも珍しくない。

他にも、一つの首長国で活動を許可されたLLC（例えば、その首長国での輸入販売許可を持つLLC）は、他の首長国でも同じ活動を行う許可を得たいと思うこともあるであろう。これを実現させるための一つの方法として、（その首長国で新しいLLC法人を設けるのではなく）オンショアLLC支店の登録がある。

それぞれの首長国における具体的な規制を確認する必要があるが、通常、オンショアLLC支店は、LLCライセンスが許可する同じ活動あるいは同様の活動を行うことが可能である。

例えば、LLCが特定の首長国で商品を輸入販売するライセンスを有する場合、他の首長国において、その首長国の認可当局が定める具体的な規制を踏まえ、同じあるいは同様の商品を輸入販売するライセンスを有するオンショアLLC支店を登録することが可能である。

これに関し、オンショアLLC支店は、オンショア支店とは異なる。オンショア支店は、2010年MD377に基づき取引活動を行うことが制限されている（2010年MD377は、オンショアLLC支店の業務には適用されない）。

結論

支店に許可される活動は、その支店がオンショア支店なのか、フリーゾーン支店なのか、オンショアLLC支店なのかによって大きく異なる。オンショア支店に許される活動は、売買活動に関連し、商品およびサービスの宣伝、市場調査、顧客とのやり取り、契約の締結、特定のサービスの提供に限定される。オンショア支店はまた、外国企業が専門的コンサルタントサービス（技術コンサルタントなど）を提供するライセンスを得るためにも必要とされる。フリーゾーン支店に許される活動は、該当するフリーゾーン規制当局が発布する認可規則によって左右され、オンショアLLC支店が行うことを許される活動は、そのLLCに許される活動と、そのオンショアLLC支店が登録される首長国における

具体的な認可規則によって決まる。

いずれの場合も、法規則を遵守するとともに、後に再構築に多額の費用を費やすことのないよう、現在および将来必要とされる業務を考慮し、提案された事業活動を実行するにあたり、支店という選択肢が最適なものであるか否か、専門家によるアドバイスを仰ぐことが重要である。

(報告書作成執筆者連絡先 : Takamasa Makita
Dubai, UAE

Andrew Morris
Dubai, UAE

mero@clydeco.ae)